

		サービス事業者					
		ACCA	TOKAI	e-Access	Heisei DD	KDDI	NKD
ア) 基本方針							
(1)	サービスベックに関する事項を課題とするか	本SWGのSOWでないので反対。	サービスベックは事業者として重要な要素であるが、技術基準を取り扱う本SWGで議論すべき事項ではない	課題とすべきでない。特定のサービス及び事業が、他のサービス及び事業に優先するかのような議論は、本SWG含めTTCでおこなうべきでない			専門委員会等がサービスベックを理由にスペクトラム管理SWGの決定を覆すことができないのであれば、課題とするしかない。
	上り拡張方式の検討	第2版改定の主たる目的である。上り拡張方式はOL技術を使用するシステムが多種含まれているので、本SWG第1会合の合意「OL方式特有の保護基準値については第3版以降で検討する。」に従い、結論を出すべきである。	第2版で適合性確認を受けている上り拡張方式は、会員の合意手続に基いたJJ100.01第2版で適合性確認を受けているにもかかわらず、その運用に新たな制限を設けるべきという異議が提示され議論されていると認識している。新たな運用制限を行うためにはSWGの合意手続が必要であるが、公平性の観点から議論には一定の期限を設けるべきである。本件は昨年11月の第6回SWGより事業者間協議を含めて長期の議論を行っているが、弊社としては4/15に「運用制限を行うSWGの合意」が得られない場合はこの異議を却下し、適合性確認結果報告書の但し書きを削除すべきであると考える。	JJ100.01第2版で適合性確認を行うべき			現時点におけるコネクサント社やセンチュリアム社等の上り拡張方式には反対であるが、検討のための議論は続ける価値はあると考える。
(2)	長延化方式の検討	線路長5km迄で十分であるが、適合性評価の結果、線路長が制限される場合は干渉システムと被干渉システムが同一ユニットには収容されないこと、導入回線数を考慮し特例措置を検討する。	第3版作成に向け、本SWGで検討することに賛成する	合意：必要性を十分議論したうえで、引き続き課題として検討する(ただし、上り拡張システムのスペクトル適合性確認にはリンクしない)			線路長3.5km以遠の加入者に使用するDSLのパワースペクトラム規制を大幅に緩和すべきである。
	1.1MHzを越える周波数を使う方式の検討	なるべく早く検討を開始すべきであるが、上り拡張方式のスペクトル適合性問題には直接関係なく、反対である。	第3版作成に向け、本SWGで検討することに賛成する	合意：必要性を十分議論したうえで、引き続き課題として検討する(ただし、上り拡張システムのスペクトル適合性確認にはリンクしない)			現時点におけるコネクサント社やセンチュリアム社等の上り拡張方式を代替する手段として、1.1MHz以上3.75MHz以下の帯域での上り伝送方式を容認すべきである。
	リモーターミナルDSLの検討	同上。	第3版作成に向け、本SWGで検討することに賛成する	合意：必要性を十分議論したうえで、引き続き課題として検討する(ただし、上り拡張システムのスペクトル適合性確認にはリンクしない)			なし。
(3)	保護システム(クラス分け)の見直し	反対。	弊社として「クラス分けの見直し」の必要性はないと考える	反対：理由/メリットが明確ではなく見直す必要性なし			ISDNをクラスAから外す。
(4)	総量規制の導入検討	運用の問題であり、反対。	導入の効果が不明確で、また運用も困難であるため反対する	反対：基準及び運用の策定が困難であり、かつ市場及び顧客ニーズを無視する可能性があるため			現時点におけるコネクサント社やセンチュリアム社等の上り拡張方式の収容を容認するのであれば、総量規制を施す必要がある。
	線路長制限を廃止し、収容制限のみに限定すべき	線路長制限は必要であり、反対。	導入の効果が不明確で、また運用も困難であるため反対する	反対：線路長制限は必要			現時点におけるコネクサント社やセンチュリアム社等の上り拡張方式に1.5km以下の線路長制限を施すことができないのであれば、線路長制限を廃止して収容制限のみとすべきである。

		サービス事業者					
		ACCA	TOKAI	e-Access	Heisei DD	KDDI	NKD
イ) 保護判定基準の見直し							
(1)	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべき	DSLスペクトル管理の基本要件に「各DSL事業者間は、既存方式の利用者への措置を十分に配慮し、DSLスペクトル管理について慎重に合意を形成することが必要である。」とあるように、既存ユーザ保護の観点から考慮されるべきである。	意見なし	反対: 実フィールド上で保証できない数値の決め方・考え方は意味がない サービスレベルは各プロバイダが自らのビジネスモデルを基に決定すべき事項 ANSI(T1.417)同様に相対標準として機能させるべき			規定すべきである。
(2)	ISDNを適合性確認の干渉源から排除したい	(5)項で対処可能である。	ISDNは現在のフィールドに多数存在しており干渉源から外すことに合理性はないと考える	反対: 理由/メリットが明確ではなく見直す必要性なし また、現行1000万弱存在するISDN加入者を含めないことは現実にそぐわず合理的でない			排除すべきである。
(3)	距離3.5km(0.4mmPE絶縁)で4Mbps(下り)、400Kbps(上り)を確保したい	(5)項で対処可能である。	サービスベックは事業者として重要な要素であるが、技術基準を取り扱う本SWGで議論すべき事項ではない	反対: (課題とすべきでない):特定のサービス及び事業が、他のサービス及び事業に優先するかのような議論は、本SWG含めTTCでおこなうべきでない			確保すべきであると考えているが、マルチゲージの場合を除く必要がある。
(4)	緩和値(マージン)の設定	(5)項で対処可能である。	意見無し	スタンスなし: 伝送性能保護基準値に対する緩和値の設定であれば、下りOLの確認の際の前例に従って検討すれば良い			なし。
(5)	保護マスクの導入の是非	一定のサービスレベルの保護、(2)~(4)項の妥協案として有効である。	意見無し	反対: 絶対的な数値を設定すれば、新規の技術及びサービスが認められる可能性がない。サービス競争を阻害する蓋然性が高い。			なし。

		サービス事業者					
		ACCA	TOKAI	e-Access	Heisei DD	KDDI	NKD
(6)	EUがFDMの下り帯域に及ぼす影響を、少なくともOLがFDMの上り帯域に及ぼす影響と同程度にまで規制すべき	事業者間合意に従い、上りスピード200kbpsを確保すべきである。	意見なし	反対: 課題として不明確(スペクトル適合性を確認する基準の設定の考え方からは合理的でない)			規制すべきである。
(7)	第2版通りの運用をすべき、見直しする合理的な理由がない。	見直しの必要性を検討しているのであり、結論は未だ出ていない。本SWG第1回会合において、「OL方式特有の保護基準値については第3版以降で検討する。」ことになっている。	意見無し	賛成: ただし課題としてコンセンサスがとれた項目については継続協議			見直しする合理的な理由は多数ある。むしろ理由がないと発言する側のほうが、具体的根拠があきらかにしていない。
ウ) 線路モデル、干渉源、計算方法の変更							
(1)	線路長(損失)の定義および各式の整合性	損失を換算線路長で表すメリットが認められない。誤解を生じる場合が多い。	意見無し	B章アドホック会合で解決済みと認識			マルチゲージが考慮されていない。
(2)	干渉源の数	公にされているISDN回線の技術仕様ならびにこれに基づく収容設計条件を考慮して見直すべきである。サービス約款を無視したフィールド	意見無し	B章アドホック会合で解決済みと認識			5回線モデルと4回線モデルの他に1回線モデルを追加すべきである。
(3)	2.7km超線路長でのISDNの扱い	の状況を前提とすべきではない。フィールドの状況を根拠として適合性評価モデルを構築するならば、BTなども含めるべきである。	意見無し	考慮の必要性なし: 寄書「SMS-09-NTTE-02」で示されているとおり実際2.7km以上でも同一カッド収容はあるため、今変更しなければいけない理由は見当たらない			4回線モデルのみとすべきである。
(4)	長延化方式用モデルおよび適用距離	長延化方式用モデルが別に必要とは考えない。適用距離は線路長5kmで十分である。	意見無し	B章アドホック会合で解決済みと認識			線路長3.5km以上とすべきである。
(5)	漏話の周波数特性が正しくない	理論的に正しいことが証明されており、議論の余地はない。	意見無し	B章アドホック会合で解決済みと認識			線路に付与するパラメータ値が適切でないと考える。
(6)	キャリアビット数[8、15、その他]	技術進歩を考慮し、15ビットとすべきである。	意見無し	反対: 「DSL スペクトル管理の基本的要件」の決定を修正する理由はない。スペクトル管理標準は、相対的な比較に基づいて、スペクトル適合性を判断すべく作成されているもので、その前提のもとでは見直す必要性はない。			14ビットにし、コーディングマージンを5dBとすべきである。
(7)	マルチゲージモデルを導入すべき	モデルが複雑になり、反対。	意見無し	反対: 「DSL スペクトル管理の基本的要件」の決定を修正する理由はない。・スペクトル適合性の計算は伝送方式相互間における干渉の影響を相対的に評価するものであり、芯線種別の変更や複数種類の組み合わせはその相対的評価に大きな影響を与えるものではないこと・スペクトル適合性の計算方法の複雑化を避けること			導入すべきである。

		O:反対 S:賛成 CO:条件付反対 CS:条件付賛成	チップメーカ		装置メーカ			
		NTT(持株) NTT-E NTT-W	SBB	Broadcom	Centillium	Conexant	Fujitsu	NEC
ア) 基本方針								
ア)	(1)	O	技術的検討課題でないため、対象外	現状提供できているサービスレベル及びエンドユーザに影響を与える場合には課題にすべき。当SWGでもユーザーニーズの立場にたち立ち、スペクトル管理とすべき。		特別の意見はない。これは、DSLのワーキング・グループに確認すべきである。	事業者が課題にするのであれば、慎重に議論すべきである。	スペクトル管理を議論する本SWGでは、このような課題はふさわしくない
		O	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能	現在の第2版は最悪値計算であり、与干渉システムがボリュームシステムである場合、既存のボリュームシステムに対して定量的検討をすべき。		これらすべてを検討することができ。我々は第2版でカバーされなかった分野や、市場が求めている問題には高い優先性が与えられねばならないと考える。VDSLの大規模な展開が予想されるため、我々は上記の1.1MHzの議論を最優先することを提案したい。	別途寄書で指摘するとおり、上り拡張方式は、既存ADSL方式よりも、他回線ADSLへ与える影響が非常に大きくなる恐れがあるため、フィールド実験などで、現実的な検討を行うべきである。	JJ-100.01第2版で適合性確認を行うことが妥当である
(2)	CS		長延化方式同士が、どう影響を与えあうかの確認は必要と思う。5km以上のユーザは少なく、特別なルールを作成する必要性はないと思う。 [条件]検討を開始したい事業者の意思と、合理的理由が明確になった場合	換算線路長5km以上は存在しないため、長延化方式の距離の定義を3.5km～5kmにすべき。		これらすべてを検討することができ。我々は第2版でカバーされなかった分野や、市場が求めている問題には高い優先性が与えられねばならないと考える。VDSLの大規模な展開が予想されるため、我々は上記の1.1MHzの議論を最優先することを提案したい。	「長延」の定義を3～5kmにすべきである。	第3版に向けて検討することについて賛成
			1.1MHz以上の周波数帯域の使用方法について、VDSLを含む標準化動向を見つつ検討する。 [条件]検討を開始したい事業者の意思と、合理的理由が明確になった場合	上り拡張システムの議論とは別に考えるべき。		これらすべてを検討することができ。我々は第2版でカバーされなかった分野や、市場が求めている問題には高い優先性が与えられねばならないと考える。VDSLの大規模な展開が予想されるため、我々は上記の1.1MHzの議論を最優先することを提案したい。	早急に帯域のバンドプランを定義すべきである。	第3版に向けて検討することについて賛成
			積極的に導入する意思は無いため積極的賛成はしない。しかし、検討に反対するわけではない。 [条件]検討を開始したい事業者の意思と、合理的理由が明確になった場合	サービス展開予定(ユーザーズを含める)のある事業者があるのであれば検討すべき。		これらすべてを検討することができ。我々は第2版でカバーされなかった分野や、市場が求めている問題には高い優先性が与えられねばならないと考える。VDSLの大規模な展開が予想されるため、我々は上記の1.1MHzの議論を最優先することを提案したい。	特に必要が無い。	第3版に向けて検討することについて賛成
(3)	O	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能	ISDNのクラス分けを見直す。べき。イ)を参照のこと		そうする十分な理由があるのなら、それも考慮することができる。これまでのところでは、我々はそのような再検討を正当化するような理由を見出しはしていない。 実際であれば、とくにどうするという意見はない。同一のケーブルで複数の業者がサービスを行なっている場合、総量を規制するのは極めて困難に思える。	他方式からほとんど影響を受けないTCM-ISDNのクラス分けを見直すことで、市場でよく使われている(あるいはよく使われる予定である)システムのクラス分けも見直すべきである。	-	見直しは必要ない
(4)	O		事業者間の数量の割り当て困難 導入数管理など運用困難	現在の第2版は最悪値計算であり、与干渉システムがボリュームシステムである場合、既存のボリュームシステムに対して定量的検討をすべき。			事業者が課題にするのであれば、慎重に議論すべきである。	具体的な規制の方法等不明点が多いため必要なし
			複雑な収容制限の運用は困難であるから、収容制限だけの規制は不可	線路長制限は必要であり、総量規制の追加も検討する。			意見なし。	線路長制限は必要と考えます

		O:反対 S:賛成 CO:条件付反対 CS:条件付賛成	チップメーカ		装置メーカ			
		NTT(持株) NTT-E NTT-W	SBB	Broadcom	Centillium	Conexant	Fujitsu	NEC
イ) 保護判定								
	(1)	O	技術的検討課題でないため、対象外	現在の第2版は最悪値計算であり、与干渉システムがボリュームシステムである場合、既存のボリュームシステムに対して定量的検討をすべき。	「現在の適格性認定計画では、我々は保護システムに対するISDNやAnnex C DBM G992.1 (またはAnnex A G992.1)の影響を異なったループの長さ毎に計算し、2者の最小値を最少の条件としている。言い換えるなら、我々は新システムを、他のシステムに対するその影響がISDNやAnnex C DBMを合わせた場合より小さければ、適格としている。この問題での提案は、現在の計画を、ループの長さ全体において保護されている個々のシステムにつき必要なサービスに基づいて、特別のレートが最小値条件として定義されている別の方法に置き換えようというものである。新たなシステムは、保護されたシステムの比率を必要条件以下に引き下げることさえなければ、適格とされよう。」 提案に対する我々の理解が正しいものであるなら、我々は、そういった計算が状況の想定により極度に変わりやすいという理由から、これに反対する。現在の計画の美点はその相対的な性質で、想定にはあまり依存しないということなのである (ポリ等対紙、8ビット/bin対15ビット/bin等)。	保証でなくても、平均サービスレベルを検討すべきである。	-	意見なし。
	(2)	O	1000万規模のISDNユーザは無視できない。ISDNを外すと、既存のクラスAの中で矛盾が生じる	既存ユーザ保護 (提供されているサービスレベル) を維持するために、干渉源から外すべき。但し、保護するシステムとしてクラスAには継続させる。	我々はISDNの展開ベースが広大であることから、これに反対する。ISDNが隣線をはるかに基だしく妨害しているときに、混信を理由にユーザーから新しく有用な技術を奪い去るべきだとする理由はない。	ADSLユーザ保護のために、今後TCM-ISDNの同等な非常に強い干渉を与えるシステムを導入すべきでないことから、TCM-ISDNを干渉源から排除することは適切である。	ISDNの排除には反対します	ISDNは考慮すべき
	(3)	O	技術的検討課題でないため、対象外	2) 項で対処可能である。	これは(B-1)のサブセットであり、我々はそれと同様に反対する。	3.5kmで4Mbps(下り)が不可能の場合、適切な平均サービスレベルを検討すべきである。	-	反対である
	(4)	CS	緩和値に関する一般的ルールを決めた上で、各個別方式の議論を行うのであれば賛成 [条件] 検討を開始したい事業者の意思と、合理的理由が明確になった場合	2) 項の結果を含め導入すべき。結果を踏まえ検討すべきである。	マージン問題は、ISDNを干渉源から除外することが示唆されたときに持ち出された。すなわち、ISDNを除くとしたら、最低条件の達成は極めて難しくなるため、それを若干でも緩和するためにマージンを追加せねばならなかったのである。しかし我々はISDNを干渉源から外すことに反対なので、この議論には妥当な点はないと思う。	TCM-ISDNを干渉源から排除することと同時に、緩和値を検討すべきである。	-	一元性、公平性のある場合について検討すべき
	(5)	O	数値の絶対値を設けることは、サービスレベルやサービススペクを規定することになり、主観のぶつかりあいになる。変更する合理的な理由(メリット)が見当たらない。	2) 項の結果を含め導入すべき。	我々はその提案を完全に理解しているかどうか確信はない。しかしこれが、要請されるサービスに基づいてマスクを定義することが必要だとする(B-)と同列のものであるなら、我々はそれに対し同じ反対意見をもっている。我々の考えでは、それは想定に対してあまりに大きな影響を受けやすく、助変数がより現実的で、採用することを求められる(TTC仕様書に関する会議での、評価基準と同様に)ような、終わりのない議論に導くことになると我々は確信している。	検討すべきである。	-	保護マスクの導入については議論の余地はあるが、具体的な値の設定などの課題も多く、また現状の保護判定値に対する保護マスクの有益性も認められない

O:反対 S:賛成 CO:条件付反対 CS:条件付賛成				チップメーカ		装置メーカ			
NTT(持株) NTT-E NTT-W				SBB	Broadcom	Centillium	Conexant	Fujitsu	NEC
(6)	CS	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能 上りと下りを同等に評価する事は賛成 [条件]合理的理由が明確になった場合	絶対値であることを前提として賛成する。		スペクトルの両立性からOLが提案されたときには、下流のOLは展開限度内のISDNほどは、上流に対して混信を起すものではないことが示された。この議論に基づいて、OLが展開されてきた。さて、この意味で、下流にたいするEUの影響は同じである。すなわち、下流に対するEUの混信の影響は、展開限度内のISDNよりもひどくはないのである。	マルチゲージ、ブリッジタップなどからの影響が従来上り帯域には少なく、FDM下り領域には大きくなっていることを慎重に考慮すべきである。絶対値であることが重要。	-	上りと下りを同等に評価、規制することは賛成	
(7)	S	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能	ア) より上り拡張方式の検討の回答は合理的な理由がある。		我々はすでにこの質問には回答している。我々は、第2版は、新たな版が委員会によって承認されるまで、その役割を果たすべきだと確信している。しかし我々は、第3版のための提案は検討することができる。明らかに、考慮すべきではあったが第2版では取り上げられていない問題(例えば、1.1MH以上という問題)がある。	第2版に対して、多数の改善すべき点が指摘されているため、早期に見直す必要がある。	-	第3版が規定されるまで第2版での運用を行うべき	
ウ) 線路モデ									
(1)	O	アドホック会合で説明のあったとおり(文献(小嶋他)と測定(NTT)の乖離はない)	損失を換算線路長で表すメリットが見当たらない。誤解を防ぐためにも検討すべきではない。		この問題は一層の検討を要する。	意見なし。	-	従来通りで良い	
(2)	O	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能	線路モデルを現実に近づけるために、収容設計条件を考慮して見直すべき。		この問題は一層の検討を要する。	現実を反映することが第一のため、見直すべきである。	-	従来通りで良い	
(3)	O	2.7km以上でも2WのISDNが提供されている。	線路モデルを現実に近づけるため、現状ベースの情報開示を行い、評価モデルに追加すべき。		2.7kmより短いループでの取り扱いと同じにせねばならない。NTTのデータ(SMS-09-NTTE-02)によれば、ISDNの展開はいかなる特別の制約にも従っていない。	NTTの導入条件がまだ不透明である。サービスを提供する際の明確なフローをまず提示していただきたい。それに基づいて、モデルを見直すべきだ。	-	従来通り5kmまで同一カット収容想定で良い	
(4)	CS	長延化方式同士が、どうい影響を与えあうかの確認は必要と思う。 5km以上のユーザは少なく、特別なルールを作成する必要性はないと思う。 [条件]検討を開始したい事業者の意思と、合理的理由が明確になった場合	換算線路長5km以上は存在しないため、長延化方式の距離の定義を3.5km～5kmにすべき。		優先度から言えば、それほど大きなものではないが、5kmより長いループのスペクトル両立制が開発されるべきだ。	「長延」の定義を3～5kmにすべきである。	-	5kmまでの距離において長延化方式用モデルを規定すべき。	
(5)	O	アドホック会合で説明のあったとおり	B章アドホック会合で解決済みと認識		この問題は一層の検討を要する。	理想ではないが、理想に近いのでこれ以上検討する必要がない。	漏話の周波数特性は正しいと考えています	従来通りで良い	
(6)	O	スペクトル管理上議論になる、電話局から離れた場所での漏話事象としては、ビット数を変えても意味のないものである。	現状システムを考慮し、15ビットを導入すべき。		それは数をより現実的なものにする措置である。その影響は最少であるうが、我々は提案を支持する。	現実を反映し、15ビットを導入すべきである。	-	既存の計算方法との整合性から、従来通り8bitで良い	
(7)	O	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能 変更する合理的な理由(メリット)が見当たらない。	マルチゲージモデルを検証すべきであり、モデルが有効であれば導入すべき。		この問題は一層の検討を要する。	マルチゲージモデルを早急に検証すべきである。さらに、FDM下り帯域の性能に影響を与えるシステムに対して、スペクトル適合性計算に入れべきではないが、ブリッジタップが従来上り帯域には殆ど影響せず、下り帯域に大きな影響を与えることを慎重に考慮すべきである。	-	モデルが複雑化するため、導入すべきでない	

		O:反対 S:賛成 CO:条件付反対 CS:条件付賛成	チップメーカー		装置メーカー		
		NTT(持株) NTT-E NTT-W	Broadcom	Centillium	Conexant	Fujitsu	NEC
(8)	O	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能 変更する合理的な理由(メリット)が見当たらない。	線路モデルを現実近づけるために、収容設計条件を考慮して見直すべき。	これは計算を不必要に複雑化させるので、我々はこの提案に反対する。	意見なし。	-	追加すべきでない
(9)	S	JJ1000.01(2版)で十分適合性確認可能 変更する合理的な理由(メリット)が見当たらない。	最悪値モデルは非合理であり、与干渉システムがボリュームシステムである場合、既存のボリュームシステムに対して定量的検討をすべき。	この問題は一層の検討を要する。	第2版に対して、多数の改善すべき点が指摘されているため、早期に見直す必要がある。	-	長延化方式や1.1MHz以上の新システムについては検討の余地があるが、第2版のモデルで問題ない
						- については特に強い意見を有していません	

	Paradyne	SEI	ST Micro	TXN	UTS	総意
ア) 基本方針						
(1)	本SWGの課題ではない	当SWGの担当範囲ではないため、反対			O	
	検討すべきである	JJ-100.01第2版の適用範囲であり、第3版の検討課題とすることには反対。			S	
(2)	次期改定で検討したい(今期は時間が充分とれない)	0.4mm PE換算で5km以遠の判断基準を検討し、第3版に入れるべき。			S	
	検討すべきである	ダブル、クワッドADSLの導入が進められており、第3版に入れるべき。			S	
	次期改定で検討したい(今期は時間が充分とれない)	T1.417 Annex Lのように、付録に参考情報を提供しても良い、優先度低い。			S	
(3)	ノーコメント	見直しの必要性がなく、反対。			S	
	ノーコメント	現実的な運用が可能か不明であり、反対。			O	
(4)	ノーコメント	スペクトル管理上、線路長制限は必要であり、反対。			NC	

	Paradyne	SEI	ST Micro	TXN	UTS	総意
イ) 保護判定						
(1)	ノーコメント	スペクトル管理の目的(合理的なスペクトルの利用、メタリック加入者線の有効利用)にそぐわないため、反対。			NC	
(2)	ノーコメント	ISDN加入者が1千万弱存在する現実から、適合性確認の干渉源から外すのは適当でなく、反対。			S	
(3)	ノーコメント	FDM方式のADSL以外を使用できないことになり、基準値として合理性なし。反対。			O	
(4)	検討すべきである	全システムに同一ルールの適用が原則。緩和値は、個別に合理性のある場合のみ認める。			S	
(5)	ノーコメント	新しい考え方の議論そのものには反対しないが、現時点では有用性にメリットが感じられない。			O	

	Paradyne	SEI	ST Micro	TXN	UTS	総意
(6)	ノーコメント	その通りである。第2版の判定基準に基づいて、両方式を同程度にまで規制するのが妥当。			NC	
(7)	AnnexAの保護判定基準値は現実との乖離が著しく、これによるスペクトル管理は合理性に欠けている	第3版が制定されるまでの間は、新システムに関して第2版に基づいた適合性判断を行うべき。			O	
ウ) 線路モデ						
(1)	ノーコメント				S	
(2)	ノーコメント	従来どおりでよい。			O	
(3)	ノーコメント	2.7km以遠でもISDNがサービスされている現実から、2.7km以遠でISDNを漏話源から外すのは不適當。			NC	
(4)	次期に検討すべき				NC	
(5)	ノーコメント				S	
(6)	ノーコメント	スペクトル適合性確認を目的とした計算ではあまり差が出ない[SMS-07-14]。			NC	
(7)	ノーコメント	干渉の強さを相対的に評価するスペクトル管理にマルチゲージモデルは必然ではなく、現状のシンプルなモデルの方が好ましいので、反対。			NC	

	Paradyne	SEI	ST Micro	TXN	UTS	総意
(8)	ノーコメント	4回線,5回線漏話モデルで十分であり、追加する必要はない。			NC	
(9)	イ)の(7)と同じ	1.1MHz以上の周波数帯域を取り扱う場合、G.996.1 Annex Bに従った改訂が望ましい。			O	